

公立大学法人金沢美術工芸大学の事務組織及び分掌事務規程

平成22年4月1日

規程第49号

第1条 金沢美術工芸大学学則第6条の規定に基づき、公立大学法人金沢美術工芸大学(以下「本学」という。)に置く事務局に関しては、この規程の定めるところによる。

第2条 事務局は、法人運営、人事管理、資産管理、財務会計、施設管理、学生の教務及び厚生補導等に関する事務を行う。

2 事務局に、分掌事務を分担するための係を置く。

第3条 事務局に、事務局長、事務局次長、事務局長補佐を、係に係長を置く。

第4条 事務局長は、理事長の監督のもとに、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 事務局長補佐は、次長を補佐し、所管の事務を掌理する。

4 係長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

第5条 事務局に置く係とその分掌事務の概目は、別表のとおりとする。

2 2以上の係に関連する事務は、最も関係の深い係において分掌するものとし、その事務は相互に連携して遂行しなければならない。

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

総務係

- (1) 定款及び業務方法書に関する事項
- (2) 法人の登記に関する事項
- (3) 理事会、経営審議会及び教育研究審議会に関する事項
- (4) 中期目標、中期計画及び年度計画に関する事項
- (5) 法人及び大学の運営に係る企画、調整、教育研究活動等の点検評価及び業務改善に関する事項
- (6) 設立団体との調整に関する事項。
- (7) 規程（内規等を含む）の制定及び改廃に関する事項
- (8) 公印に関する事項
- (9) 文書の收受、発送及び保管に関する事項
- (10) 資産（基金を含む）の取得、処分及び管理に関する事項
- (11) 寄附又は贈与の受納及びその処分等に関する事項

- (12) 財務（予算編成及び決算を含む）及び会計（入札及び工事を含む）に関する事項
- (13) 監査に関する事項
- (14) 後援名義等の使用に関する事項
- (15) 理事長及び役員の選任、任免及び報酬に関する事項
- (16) 教員（客員教授及び非常勤講師を含む）又は事務局員の給与、服務（兼業に関する事項を含む）、任用、福利厚生及び賞罰等に関する事項
- (17) 名誉教授及び名誉客員教授に関する事項
- (18) 叙位、叙勲、褒章等に関する事項
- (19) 入学式、卒業式等の本学の式典行事に関する事項
- (20) 科学研究費及び教育研究活動に関する事項
- (21) 施設の管理運営（教育施設等の学外者使用に関する事項を含む）に関する事項
- (22) 他の大学との連携（コンソーシアムを含む）、地域連携及び産学連携等に関する事項
- (23) 国外の大学及び研究機関等との教育や学術の交流に関する事項
- (24) 事務局内他係の所管に属しないこと

教務・学生係

- (1) 教授会（教務委員会及び学生支援委員会を含む）及び大学院研究科委員会（大学院運営委員会を含む）に関する事項
- (2) 共通工房に関する事項
- (3) 入学試験委員会に関する事項
- (4) 学生の修学指導に関する事項
- (5) 学生の入学、休学、退学、転学、卒業及び賞罰に関する事項
- (6) 教育課程の編成及び授業に関する事項
- (7) 学生の学業成績の整理及び記録に関する事項
- (8) 学生の学籍及び学位に関する事項
- (9) 学生に対する奨学金、授業料の減免及び徴収猶予並びに経済援助に関する事項
- (10) 教員免許に関する事項
- (11) 学生の課外教育に関する事項
- (12) 学生及び学生団体の指導監督に関する事項
- (13) 学生の保健衛生及び福利厚生に関する事項
- (14) 学生に対する職業指導及び就職あっせんに関する事項
- (15) 学生のカウンセリングに関する事項
- (16) 委託生、研究生、外国人留学生、特別外国人留学生に関する事項
- (17) キャンパスハラスメント対策に関する事項
- (18) 広報、本学が発行する刊行物（紀要を除く）等に関する事項

研究所・図書館係

- (1) 附属図書館及び美術工芸研究所に関する事項
- (2) 図書館資料の収集、整理及び保存並びに利用に関する事項
- (3) 芸術資料の収集、整理及び保存並びに利用に関する事項

- (4) 文献複写サービスに関する事項
- (5) アートギャラリーに関する事項
- (6) リポジトリに関する事項
- (7) 紀要の発行に関する事項